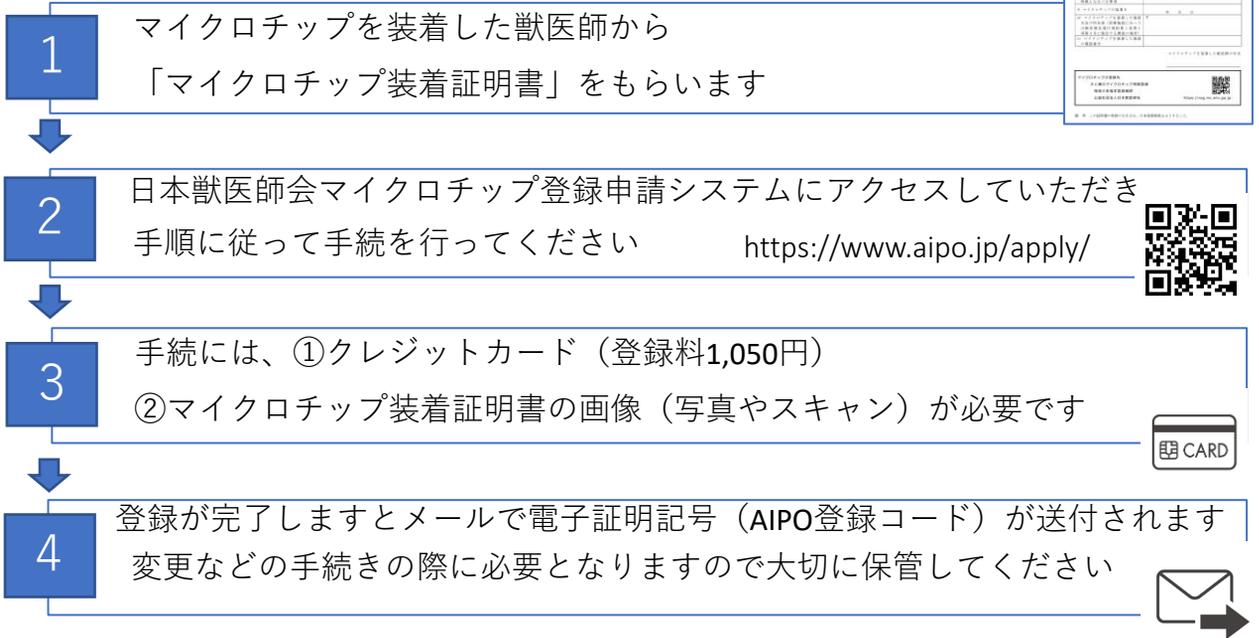


# 日本獣医師会への登録方法について



令和4年6月1日以前に装着した場合、又は装着日が不明の場合には、マイクロチップ装着証明書の代わりにマイクロチップ識別番号証明書（獣医師がマイクロチップ番号を証明した書類、旧日本獣医師会の登録申請書でも可）をアップロードすれば登録できます。

登録は即時完了するものではありません。データ内容を精査し、不備確認などを行った上で、データベースに反映させます。登録完了後、メールにてお知らせします。

飼い主の変更、住所などの変更も同じオンラインサイトで行ってください。飼い主の変更には1,050円かかります。住所などの変更や死亡によるデータ削除の手続きについては料金はかかりません。

メールアドレスの登録が必ず必要となります。システムからのメール（[mc@nichiju.or.jp](mailto:mc@nichiju.or.jp)）が届くよう設定をしておいてください。

## 日本獣医師会（AIPO）に登録しておくこと...

- ・20年以上続いている獣医師会のデータベースですので、多数の返還実績があります
- ・動物愛護センターや保健所、警察だけでなく、動物病院の獣医師もデータ検索できるのはAIPOだけ！
- ・VMAT（災害時獣医療提供チーム）を組織する獣医師会の運営だから災害時にも安心！

問合せ先 日本獣医師会データ登録窓口

電話：03-3475-1695 メール：[mc@nichiju.or.jp](mailto:mc@nichiju.or.jp)

